

山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山口学芸大学・山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における研究に係る取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を定め、教職員の研究活動を促進し、もって本学教育の充実を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の対象者は、本学に勤務する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「専任教員」という。）とする。

2 本学事務職員の所管する事項に関する研究等については、この規程に準じて申請することができる。

(研究区分)

第3条 この規程の対象となる研究は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

(1) 組織型プロジェクト研究助成 全学的な視点から教育研究の活性化と大学運営の改善等を目的として行う「プロジェクト研究」及び「プロジェクト事業」

ア 教育内容・方法の改善に関するもの

イ 教育・研究の活性化に関するもの

ウ 教育・研究環境の充実に関するもの

エ その他学長が必要と認めるもの

(2) 個人研究助成 本学における個人研究活動等を促進し、得られた成果をより一層質の高い教育として提供することを目的として行う「個人研究活動」

ア 一般研究助成

イ 特別研究助成 専任教員の研究領域及び担当科目に係る研究のうち独創性のある研究内容・研究手法で行う研究若しくは各種学会、作品、作曲、リサイタル等（以下「学会等」という。）での発表に対する助成。

ウ 若手研究助成 39歳以下の専任教員が行う研究に対する助成。

(研究経費)

第4条 第3条に定める研究に係る経費（以下「研究経費」という。）は、次の各号に定める範囲内で助成するものとする。なお、研究経費の総額は、法人が決定する。

(1) 組織型プロジェクト研究助成 毎年度予算に応じてその都度定めるものとする。

(2) 個人研究助成

ア 一般研究助成 20万円

イ 特別研究助成 30万円

ウ 若手研究助成 20万円

(申請)

第5条 専任教員は、申請書（様式1-1、2-1）によって申請するものとする。

2 前項の申請は、年度を超えて行われる研究であっても当該年度ごとに申請するものとする。

3 個人研究助成経費は、一般研究助成、特別研究助成及び若手研究助成の重複申請は認めないものとする。

（審査決定）

第6条 学長は、申請を受理した場合は、審査うえ、決定するものとする。

2 前項で採択された者（以下「採択者」という。）には、決定の通知を行うものとする。

3 審査に関する事項は、別に定める。

（研究内容等の変更）

第7条 研究助成の採択者は、研究計画、研究内容及び費目内容に重要な変更をしようとするときは、速やかに変更を申し出るものとする。

2 前項の変更に係る手続きは、第5条に定める申請書に変更する部分を朱書きし提出するものとする。

（研究経費の範囲）

第8条 研究経費は、申請書の記載内容に基づき、研究の遂行に必要な次の各号に掲げる経費にあてることができる。

(1) 物品費（機器・備品、図書、消耗品費、通信費をいう。）

(2) 謝金（雇用契約に基づく者を除く。）

(3) 旅費（本学旅費規程に基づくものに限る。）

(4) その他研究上必要と認められるもの

2 研究経費により購入した機器・備品及び図書は、すべて本学の所有物品とする。

（研究報告書等）

第9条 研究助成の採択者は、当該研究が終了した場合は、研究経過及びその概要をとり纏めた研究成果報告書（様式1-2、2-2）を提出しなければならない。

（取消し又は返還命令）

第10条 学長は、次の各号に該当する場合は、研究経費の全部若しくは一部を取消し、又は、研究経費の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 研究経費による研究を中止した場合

(2) 研究経費による研究が遂行する見込みがなくなった場合

(3) この規程に基づく学長の指示に違反した場合

（事務）

第11条 この規程に定める事務は、総務部企画課において行うものとする。

（準用）

第12条 この規程に定めるもののほか、研究経費の取扱いに関し必要な事項は、山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費事務取扱規程を準用するものとする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、法人の承認を得て行う。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、研究経費の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

2 山口学芸大学研究助成規程（平成 19 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 10 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。